

会員通知第57号
2026年4月27日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長野 実

Sapporo PRO Frontier Marketの開設に向けた
上場手数料の見直しに伴う「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正について

本所は、プロ投資家*向け株式市場である「Sapporo PRO Frontier Market（以下、「SPFM」といいます。）」について、2026年3月19日に関連規則を施行し、同年6月下旬目途の市場開設に向けて所要の準備を進めています。

今般、SPFMから「アンビシャス」または「本則市場」へのステップアップ上場を推進するため、2026年6月1日付で「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正を行います。本改正は、一定の要件を満たすSPFM上場会社が「アンビシャス」または「本則市場」へステップアップ上場をする際には、以下のとおり上場手数料を減額する優遇措置を設けるものです（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

【各市場の上場手数料の取扱い（いずれも税抜き）】

| | 通常の取扱い | SPFMからのステップアップ上場時 (今回改正内容) |
|--------|--------|-------------------------------|
| アンビシャス | 150万円 | 50万円 |
| 本則 | 300万円 | 200万円 |

引き続き、札幌証券取引所は、地域に根差す金融インフラとして、企業の成長を支え、経済の発展に貢献してまいります。

※ プロ投資家

金融商品取引法で定められる投資家の区分で、知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と認められる機関投資家などのことをいう。

以上

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、当該株券が Sapporo PRO Frontier Marketに1年以上継続して上場されており、上場申請に係る株券の上場時に公募又は売出しが行われる場合には、別表に定める上場手数料の額にかかわらず以下のとおりとする。</u></p> <p>(a) <u>アンビシャスに新規上場する場合は、上場手数料の額を50万円とする。</u></p> <p>(b) <u>本則市場に新規上場する場合は、上場手数料の額を200万円とする。</u></p> <p>e～k (略)</p> <p>付則</p> <p>この改正規定は、令和8年6月1日から施行する。</p> | <p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>削除</u></p> <p>e～k (略)</p> |